

徳島市地域公共交通会議設置要綱（案）

（目的）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、徳島市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域交通の確保等の地域住民のニーズに対応した公共交通のあり方に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（交通会議の構成員）

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者又は組織を代表する者で構成する。

- (1) 徳島市
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
- (4) 住民又は利用者を代表する者
- (5) 四国運輸局徳島運輸支局
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (7) 道路管理者
- (8) 徳島県警察
- (9) 学識経験者
- (10) その他交通会議の運営上必要と認められる者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第5条 交通会議に会長を置き、第3条第1号に掲げる者が会長となる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議の議決の方法は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会議は原則として公開とする。

4 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は助言等を求めることができる。

(書面による審議)

第7条 会長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

2 前条第2項の規定にかかわらず、書面による審議における交通会議の議事は、委員の過半数が当該書面による審議に参加したうえで、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(分科会)

第8条 会長は、第2条の協議事項に関して、必要に応じて分科会を設置することができる。

2 前項に規定するもののほか、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運賃及び料金等に関する協議及び調整を行うため、分科会を設置することができる。なお、この場合において分科会の構成員は次に掲げる者とする。

(1) 徳島市

(2) 運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

(3) 住民代表者

(4) 四国運輸局徳島運輸支局

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、経済部地域交通課において処理する。

(協議結果の取扱い)

第10条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月 日から施行する。